

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案について

(諮問第1210号)

<目次>

1. 諮問書	1
2. 改正概要	5
3. 説明資料	6

諮問第1210号
令和3年3月22日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 武田 良夫

諮 問 書

第204回国会に提出された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案が成立した場合には、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第9条第2号イの規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）の一部を、別添のとおり改正することといたしたい。

上記について、法第38条第1号の規定に基づき、諮問する。

(別添)

○総務省令第 号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）の施行に伴い、及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第九条第二号イの規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

総務大臣 武田 良太

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(信書便物の引受けの方法の基準)</p> <p>第九条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口(公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあつては、その人口)に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数)以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。</p> <p>〔イ〕ニ 略</p> <p>ホ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第 号)第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 ○・〇〇一九</p> <p>〔二・三 略〕</p>
改正前	<p>(信書便物の引受けの方法の基準)</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ニ 同上</p> <p>ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 ○・〇〇一九</p> <p>〔二・三 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日から施行する。

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案の概要

1 改正の背景

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「現行過疎法」という。）が令和 3 年 3 月 31 日をもって失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）が新たに制定されることに伴い、現行過疎法を引用している民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号。以下「信書便法施行規則」という。）について規定の整理を行う。

2 改正の概要

信書便法施行規則において、一般信書便物の引受け方法の基準の一つとして、市町村等の区分に応じ、市町村等の人口に一定の率を乗じて得た数以上の信書便差出箱を設置することを求めており、その市町村等の区分の一つとして、「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域」をその区域とする市町村を掲げている（第 9 条第 1 号ホ）。

今般、現行過疎法が失効し、新過疎法が制定されることに伴い、この信書便法施行規則第 9 条第 1 号ホに掲げる過疎地域について、「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域」を、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域」に改めるものである。

【改正を行う条項】 信書便法施行規則第 9 条第 1 号ホ

3 施行期日

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日から施行する。

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案について

ご説明資料

1. 改正の背景

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)が令和3年3月31日をもって失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定されることに伴い、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年総務省令第27号。以下「施行規則」という。)について規定の整理を行う。

2. 改正の概要

施行規則では、一般信書便物の引受け方法の基準の一つとして、市町村等の区分に応じ、市町村等の人口に一定の率を乗じて得た数以上の信書便差出箱を設置することとされているところ、その市町村等の区分の一つとして、「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域」をその区域とする市町村を掲げている(第9条第1号ホ)。

これについて、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されることに伴い、「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域」を、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第 号)第2条第1項に規定する過疎地域」に改める。

3. 施行期日

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日※から施行する。

※令和3年4月1日を想定。

[参照条文]

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）（抄）

（許可の基準）

第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一（略）

二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物（以下この号において「一般信書便物」という。）を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。

イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法

ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

三・四（略）

（審議会等への諮問）

第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二～四（略）

○過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）【現行過疎法】(抄)

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一～四（略）

2（略）

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案（第204回国会提出）【新過疎法】(抄)

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一・二（略）

2（略）

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）(抄)

（信書便物の引受けの方法の基準）

第九条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあっては、その人口）に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数）以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。

イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 ○・〇〇〇五

ロ 人口が十万人以上である市（イに該当するものを除く。） ○・〇〇〇六

ハ 人口が二万五千人以上十万人未満である市町村（ホに該当するものを除く。） ○・〇〇〇八

ニ 人口が二万五千人未満である市町村（ホに該当するものを除く。） ○・〇〇一二

ホ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 ○・〇〇一九

二・三（略）

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(信書便法)は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としている。

一般信書便事業

…全国全面参入型(許可制)

参入者 0(令和3年2月末現在)

手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内に送達するサービス

全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるよう、次の参入要件を満たすことが必要。

- (1) 全国均一料金(一の事業所で引受・配達を行うものを除く)
- (2) 25g以下の信書便物の料金は、省令で定める上限(84円)以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(市町村等の人口に応じ、全国に、満遍なく設置)
- (4) 週6日[週5日]以上の配達 ※[]内は郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号)による改正後



特定信書便事業

…特定サービス型(許可制)

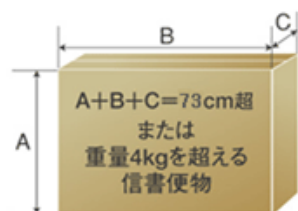
参入者 567(令和3年2月末現在)

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

① 大型信書便サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



例: 本庁・支庁間の巡回便

② 急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



例: バイク便等の急送便

③ 高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は800円)を超えるもの



800円を超える料金

例: 電報類似サービス

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(現行法)が令和3年3月末で期限を迎えることから、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定する。

1. 前文・目的 (1条)

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・現行法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

<過疎地域の公示見込み>

現行法(令和3年3月31日)	817団体
うち、卒業団体	ー)45団体
新規団体	+)48団体
当初公示団体(令和3年4月1日)	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(現行法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加
(現行法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

5. 支援措置 (12条～40条)

- ・国税の特例・地方税の減収補填措置
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・都道府県代行(基幹道路、公共下水道)
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- ・配慮措置
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・過疎対策事業債
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- ・国庫補助率のかさ上げ
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

7. 施行期日 (附則1条、3条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限